

堺市財産規則の一部を改正する規則

堺市財産規則（昭和39年規則第6号）の一部を次のように改正する。
第4条第5号中「教育次長」の次に「又は教育施設技術監」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。